

第十六号の三十四様式(第八条の四十三関係)

表

道府県名	番号
自動車用炭化水素油譲渡証	
○譲渡年月日 令和 年 月 日	
数量	リットル
譲渡者の氏名又は名称	
譲渡者の住所又は所在地	
承認番号	
自動車登録番号	

裏

注意

- 1 譲渡年月日及び数量の記載のないものは無効です。
- 2 本証とともに譲渡を受けた燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、本証を常に携帯してください。
- 3 徴税吏員から本証の提示要求があった場合は、本証を提示してください。
- 4 本証を所持せず燃料炭化水素油を消費した場合又は本証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 5 本証を不正に使用し、軽油引取税を納付しなかった場合には罰せられます。

備考 複写二連式とする。